

敷地の接道

道路境界線に擁壁やブロック塀等の構造物が設置されていても、敷地が法上の道路に2m以上接しており、かつ、現に法上の道路への通行が可能な幅員があれば、接道義務を満たしているものとする。

※通行が可能な幅員はおおよそ60cm程度のものをいうが、令第128条(敷地内通路)や令第126条の6(非常用進入口)等の通路が必要な場合は当該幅員が必要です。

関連告示	
参 考	